

令和4・5年度
豊田市入札参加資格
審査申請要領
(建設工事)

令和4・5年度において、豊田市・豊田市上下水道局・豊田市土地開発公社が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望される方は、本要領によりあいち電子調達共同システム(CALS/EC)を用いて、豊田市に申請してください。

《はじめに》

建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、適正な申請をしていただきますようお願いします。

以下、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）（以下、「電子調達システム（CALS／EC）」という。）による入札参加資格審査申請（以下、「電子申請」という。）手続きについて定めます。

1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋） （一般競争入札の参加者の資格） 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。 （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 （指名競争入札の参加者の資格） 第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (2) 国税、愛知県税及び豊田市税が未納でないこと。
- (3) 豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格審査申請又は添付書類中の重要な事項について、記載しない者又は虚偽の記載をした者でないこと。
- (5) 資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。
- (6) 資格審査を希望する業種について、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。
- ①「定時受付」に電子申請される方
審査基準日（決算日）が令和2年7月1日から令和3年6月30日の間にあるもの。
ただし、令和3年7月1日以降の審査基準日において、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により、審査基準日が上記期間に該当しない場合には、入札参加資格申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。
- ②「随時受付」に電子申請される方
入札参加資格申請日の直前に受けたものであり、かつ、申請日（申請データ送信日）からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とするもの。
- (7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること（適用除外である者を除く）。

2 電子申請の方法

- (1) 電子申請を行おうとする方は、電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。
ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>
- (2) 電子申請は、支店等の有無に関わらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店（建設業法上の主たる営業所）の代表者名義のICカードで行ってください。
- (3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。
契約を締結する営業所は、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です（建設業許可の手引きを参照してください。）。
- (4) 電子申請においては、画面上の注意、申請者操作手引書及び「電子申請上の注意点」に従ってください。
- (5) 電子申請後、速やかに代表審査自治体及び申請先自治体に別送書類を送付してください。
申請先自治体が必要とする別送書類は、2（1）に記載したポータルサイトから確認できます。
- (6) 世界貿易機関（WTO）の特定調達に係る特定役務の入札のみを希望する場合は、申請時に後記「4 別送書類」（3）に記載する提出先に、その旨を申し出てください（この取扱いは、具体的な案件等がある場合に限り行います。）。

3 受付期間

- (1) 定時受付
令和4年1月4日（火）から令和4年2月15日（火）まで
平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで
- (2) 随時受付
令和4年4月1日（金）～令和6年1月31日（水）
平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

電子申請によるデータ送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、以下の書類各1部を「別送書類送付書」とともに、所定期日までに提出してください。別送書類（各種証明書等）は、申請日（申請データ送信日）において発行日より3か月以内のものとし、鮮明であれば写し可。

- (1) 豊田市に提出する書類 別表「別送書類一覧」のとおり。
 - (2) 提出期日
 - ① 定時受付
申請日（申請データ送信日）から7日以内必着。
（ただし、最終提出期限は、令和4年2月22日（火）必着。）
 - ② 随時受付
申請日（申請データ送信日）から7日以内。
- ※上記①、②の提出期日の最終日が休日（日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。
- (3) 提出先
〒471-8501 愛知県豊田市西町3-60 豊田市役所 総務部 契約課
TEL (0565) 34-6616 FAX (0565) 34-6789
Eメール keiyaku@city.toyota.aichi.jp

5 資格審査

- (1) 資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。
- (2) 豊田市内に建設業法上の主たる営業所（以下「本店」という。）を有する方については、別紙1「豊田市総合点の算定について」に基づき、希望する登録業種ごとに審査を行い、総合評定値に豊田市発注者別評価点を加算した豊田市総合点を算定します。
- (3) 土木、建築等の等級区分を設定している業種については、その総合評定値からいずれかの等級に格付けします（ただし、豊田市内に本店を有する方は、豊田市総合点からいずれかの等級に格付けします）。

6 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、令和6年4月1日（月）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時受付

令和4年4月1日（金）から令和6年3月31日（日）まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格を決定した日から令和6年3月31日（日）まで有効とします。

豊田市における入札参加資格の決定は、申請データ受領日を含む週から起算して3週間後の月曜日となります。ただし、申請内容又は別送書類等に不備がある場合は、補正等が完了した日を含む週から起算して3週間後の月曜日以降となります。

7 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

8 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができます。

その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

9 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付に係る変更手続きは、令和4年4月1日（金）からとなります。

なお、登録内容の変更については電子申請のみとし、別送書類送付等の提出は必要ありません。

10 令和2・3年度定時受付からの変更点

- (1) 技術職員経歴書(様式第4-1号及び様式第4-2号)の氏名押印欄の印については、廃止します。
- (2) 別送書類の経営事項審査結果通知書の写しの提出については、全ての申請者が対象となります。

11 その他

- (1) 電子申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は入札参加停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 電子申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示(提出)を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、証明書面は、入札参加資格の有効期間中は保管しておいてください。

- (3) 入札参加資格者名簿及び入札結果をウェブサイトで公表する予定ですのであらかじめご了承ください。
- (4) 公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この入札参加資格審査申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。経営事項審査を受けていない場合、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

愛知県内に主たる営業所のある方は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業第二グループへお問い合わせください。(電話番号:052-954-6503)

また、建設業許可の更新(5年ごと)についても、経営事項審査と同様に更新を行っていない場合、入札参加資格の取消の対象となる場合があります。

別表 別送書類一覧

別送書類の提出期限は、要領4（2）により提出期限が定められています。

なお、申請先自治体間で必要となる別送書類が違う場合もありますので、電子申請を行う前に事前に別送書類を用意してください。

番号	書類名	対象	摘要
(1)	・納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明。鮮明であれば写し可）	豊田市を代表審査自治体とする者	1 法人事業者は「法人税」、「消費税及び地方消費税」（その3の3） 2 個人事業者は「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」（その3の2） ※未納の税額がないことが証明されている場合は、その3でも可
(2)	・納税証明書（愛知県税） （未納の税額がないことの証明。鮮明であれば写し可）	豊田市を代表審査自治体とする者	1 法人事業者は「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」 2 個人事業者は「個人事業税」、「自動車税種別割」 愛知県内に事業所がない方等で納税証明書（愛知県税）が受けられない場合は「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出。書類は、電子調達システム（CALS/EC）からダウンロードしてください。
(3)	・納税証明書（豊田市税）	全ての申請者	豊田市が発行した納税証明書（証明の種類は「完納証明」。3か月以内発行のもの。コピー可。） 豊田市に納税義務がない場合はチェック欄に斜線を引き、この別送書類送付書のみを提出してください。
(4)	・経営事項審査結果通知書の写し	全ての申請者	1 定時受付の場合は、審査基準日が令和2年7月1日から令和3年6月30日の間にある、資格審査を希望する業種の経営事項審査結果通知書の写し 2 随時受付の場合は、入札参加資格申請日の直前に受けたものであり、かつ、申請日（申請データ送信日）からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とする、資格審査を希望する業種の経営事項審査結果通知書の写し

(5)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（※1） （鮮明であれば写し可） 	全ての申請者	<p>審査基準日が令和2年7月1日から令和3年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「適用除外」となっている方は、提出不要。ただし、「健康保険の加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」となっている方は、（※1）に記載の書類を提出</p>
(6)	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険に加入していることが確認できる書類（※2） （鮮明であれば写し可） 	全ての申請者	<p>審査基準日が令和2年7月1日から令和3年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「適用除外」となっている方は、提出不要。ただし、「雇用保険加入の有無」欄が「無」となっている方は、（※2）に記載の書類を提出</p>
(7)	<ul style="list-style-type: none"> 専任技術者証明書の写し 	豊田市内に本店を有する者	<p>申請日（申請データ送信日）現在において、資格審査を希望する業種の有効な専任技術者証明書の写し（例：様式第八号の各様式、別紙四等）</p>
(8)	<ul style="list-style-type: none"> 技術職員名簿（※3） 経歴書 法令による免許等の写し 健康保険証等、直接的かつ恒常的な雇用関係の確認できる書類の写し 	豊田市内に本店を有する者（平成30・31年度又は令和2・3年度豊田市入札参加資格審査申請において技術職員名簿を提出し、変更について、随時、変更届を提出している場合は、（8）の書類の提出を省略できる）	<ol style="list-style-type: none"> 様式第3号「技術職員名簿」（ホームページからダウンロード）を提出（経営事項審査申請書の別紙二（技術職員名簿）の写しも可。ただし、申請時に変更がある場合は、加除修正したもの。軽微な変更であれば追加又は2本線で加筆・修正して構いません。） 技術職員名簿に記載した技術職員の経歴書（様式第4-1号及び様式第4-2号「技術職員経歴書」（ホームページからダウンロード））、法令による免許等の写し、健康保険証等、直接的かつ恒常的な雇用関係の確認できる書類の写しを併せて提出
(9)	<ul style="list-style-type: none"> 豊田市総合点の算定に必要な書類 	豊田市内に本店を有する者	別紙1「豊田市総合点の算定について」を参照

(※1) 健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類について

審査基準日が令和2年7月1日から令和3年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」となっているが、申請日（申請データ送信日）現在において加入している方は、次のいずれかの書類を提出してください。

- ① 直近1か月分の社会保険料の領収書の写し
- ② 健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し
- ③ 標準報酬月額決定通知書の写し
- ④ 社会保険料納入通知書
- ⑤ 健康保険・厚生年金新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合）
- ⑥ 届出の義務がない場合は、様式第2号「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」

(※2) 雇用保険に加入していることが確認できる書類について

審査基準日が令和2年7月1日から令和3年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「無」となっているが、申請日（申請データ送信日）現在において加入している方は、次のいずれかの書類を提出してください。

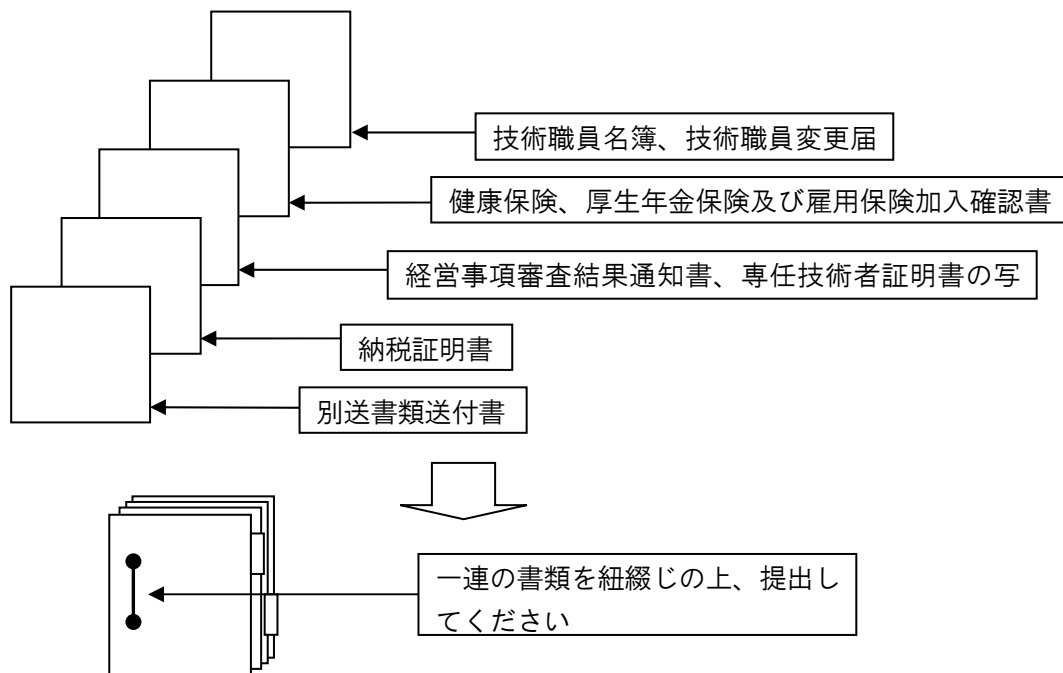
- ① 直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）
- ② 労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し
- ③ 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し
- ④ 労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し
- ⑤ 公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書
- ⑥ 届出の義務がない場合は、様式第2号「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」

(※3) 技術職員名簿について

- ・提出した技術職員名簿に変更があった場合は、随時、書面で技術職員変更届を提出してください。
- ・平成30・31年度又は令和2・3年度豊田市入札参加資格審査申請において技術職員名簿を提出し、変更について、随時、変更届を提出している場合は、技術職員名簿等の「別表 別送書類一覧（8）」の書類の提出を省略できます。申請にあたっては、下表を参考にしてください。

本店所在地	技術職員名簿の提出 (平成30・31年度又は令和2・3年度豊田市入札参加資格審査申請)	技術職員名簿の変更	技術職員変更届の提出	「別表 別送書類一覧（8）」の書類の提出
豊田市内	あり	あり	あり	省略可
			なし	必要（ただし必要な技術職員変更届を令和4・5年度定時受付開始前までに全て提出することで、省略可）
		なし	-	-
豊田市外	あり	-	-	不要
	なし	-	-	不要

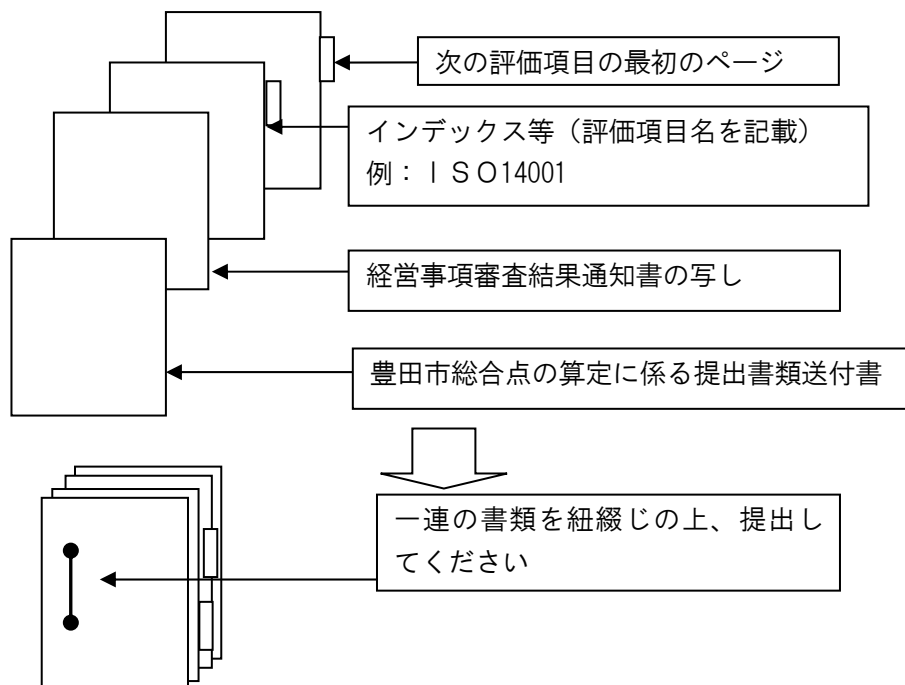
「入札参加資格審査申請における別送書類」の提出方法



※注意事項

- ・ 電子申請によるデータ送信後に出力される別送書類送付書を表紙とし、必要書類を提出してください
- ・ 必要な別送書類が無い場合でも、別送書類送付書のみ提出をしてください。

「豊田市総合点の算定に係る提出書類」の提出方法



※注意事項

- ・ 「入札参加資格審査申請における別送書類」とは別冊としてください。
- ・ 豊田市総合点の算定に必要な書類については、評価項目ごとにひとまとめにし、最初のページにはそれぞれインデックス等を貼り付け、評価対象項目名を記入してください。なお、必要書類は紐綴じして提出し、評価を希望しない項目については、提出しないでください。

【電子申請上の注意点】

- 1 電子申請を行う前に、申請先自治体の申請項目、別送書類の種類をご確認ください。また、電子調達システム（CALS/E C）の利用に際しては、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）利用規約をご確認のうえ、同意していただく必要があります。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- 2 各申請項目は、電子調達システム（CALS/E C）に掲載の操作手引書、画面上の指示及び本要領に従って入力してください。

- 3 審査（格付）状況は次のとおり照会することができます。

○電子調達システム（CALS/E C）にアクセスして審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会／補正」 → 「申請状況照会／補正申請／取下申請」（参照する際には、ICカードが必要です。）

なお、別送書類及び電子申請内容に不備等がある場合には、補正指示が出されている場合があります。データ送信後、必ず、審査（格付）の進捗状況を確認してください。

- 4 審査（格付）結果は次のとおり照会することができます。

○電子調達システム（CALS/E C）にアクセスして格付結果を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会／補正」 → 「格付結果照会」

（参照する際には、ICカードが必要です。）

なお、定時申請の場合は、令和4年4月1日から参照可能です。

- 5 電子調達システム（CALS/E C）はシステムのメンテナンス等のため、システムの利用を一時休止する場合があります。

- 6 電子調達システム（CALS/E C）の操作について不明な点がある場合は、ヘルプデスクにお問合わせください。

電話 0120-059-399

受付時間 平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）

午前9時から午後5時（定時受付期間中は午後7時）まで

【申請項目について】

1 申請者情報入力

(操作手引書 → 入札参加資格審査申請 → 5-1 建設工事新規申請 → 5-1-3～)
画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

2 契約営業所入力

(操作手引書 → 入札参加資格審査申請 → 5-1 建設工事新規申請 → 5-1-8～)
画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

(1) 経営事項審査

電子申請においては、経営事項審査結果について次のとおりチェックを行っておりますので、申請にあたっては十分ご注意ください。入力内容に誤りがあった場合に、電子申請が受けられない場合があります。

- ① 経営事項審査基準日が、申請日（申請データ送信日）から1年7か月以内か。
- ② 建設業許可番号と審査基準日に誤りがないか。
- ③ 資格審査を希望する業種について、経営事項審査の総合評定値の通知を受けているか。

(2) 資格審査を希望する業種

建設業法に規定する29業種から、希望する業種を入力してください。

3 共通情報入力

(操作手引書 → 入札参加資格審査申請 → 5-1 建設工事新規申請 → 5-1-33～)
画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

4 個別情報入力

(操作手引書 → 入札参加資格審査申請 → 5-1 建設工事新規申請 → 5-1-36～)
「申請項目一覧」で不要とされる項目が表示される場合は、豊田市の他の自治体が必要とする項目です。それぞれの申請先自治体の申請要領等で確認してください。

《申請項目一覧》

※画面上の申請書フォームでは下記の項目について、自動判定のため表示されないことがあります。
これらの項目以外にも、選択・入力が必要な場合があります。

許可番号等	
業者統一番号	
申請時建設業許可番号<別表1参照>	※一般建設業と特定建設業を共に保有している方は、「特定」を入力してください。
旧の建設業許可番号	
経営事項審査基準日	
申請者（建設業法上の主たる営業所）	
郵便番号	
所在地	
商号又は名称（フリガナ）	
商号又は名称（漢字）	
代表者職氏名（役職）	
代表者職氏名（氏名）	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
委任行為の有無	
連絡先（代行者を含む）	
部署名	
担当者名	
直通電話番号	
E-mailアドレス	
契約営業所	
郵便番号	
所在地	
契約営業所名（フリガナ）	
契約営業所名（漢字）	
代表者職氏名（役職）	
代表者職氏名（氏名）	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
営業年数	

契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項		
委任期間		
契約を締結する営業所の許可業種（建設業の許可を有しており、かつ経営事項審査の結果を得ている業種）		
< 29業種 >より選択<別表2参照>		
資格審査を希望する業種		
< 29業種 >より選択<別表2参照>		
資本金等		
資本金（法人のみ）		
営業年数		
建設業労働災害防止協会	加入区分	※労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を入力してください。 （照会先：建設業労働災害防止協会愛知県支部〔電話052-242-4441〕）
	会員番号	
	交付年月日	
建設業退職金共済制度	加入区分	※中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を入力してください。 （照会先：建設業退職金共済事業本部愛知県支部〔電話052-243-0871〕）
	共済契約者番号	
	証明書番号	
ISO認証取得状況		
ISO9000s	認証区分	※申請日（申請データ送信日）現在においてISO9001, 9002, ISO14001のいずれかについて、（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を入力してください。
	認証番号	
ISO14001	認証区分	
	認証番号	
常勤職員数		
合計		※申請日（申請データ送信日）現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。
技術職員		
事務職員		
その他職員		

有資格者技術職員数等			
建設機械施工管理技士	1 級		※申請日（申請データ送信日）現在における有資格者数を入力してください。なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格のある方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。ただし、1級〇〇・2級〇〇については上位のもののみを入力してください。
	2 級		
土木施工管理技士	1 級		
	2 級	土木	
		鋼構造物塗装	
薬液注入			
建築施工管理技士	1 級		
	2 級	建築	
		躯体	
仕上げ			
電気工事施工管理技士	1 級		
	2 級		
管工事施工管理技士	1 級		
	2 級		
造園施工管理技士	1 級		
	2 級		
建築士	1 級		
	2 級		
技術士（技術士法による資格）		※技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。	
その他の技術者		※建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。	
合計		※該当する資格の延べ数を入力してください。	
実人員		※実際の資格取得者数を入力してください。	
監理技術者資格者証所持者数			
土木	※申請日（申請データ送信日）現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に入力してください。なお、資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。		
建築			
管			
鋼構造物			
舗装			
電気			
造園			
その他			
合計	※該当する資格の延べ数を入力してください。		
実人員	※実際の資格取得者数を入力してください。		

障がい者雇用率達成状況		
障がい者雇用率達成状況	※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく身体障がい者又は知的障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣（管轄公共職業安定所）への報告をしている場合、又は、同法に基づく報告義務のない方で身体障がい者又は知的障がい者（障がい者雇用率制度上における障がい者の範囲に該当する方に限る）を雇用している場合は、「達成」を選択、そうでない場合は「未達成」を選択してください。	
労働者災害補償保険の加入状況	※労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災給付に加入している場合は、「加入」を選択、そうでない場合は「未加入」を選択してください。	
外資状況		
(1) 外国籍会社（国名）	※豊田市は不要	
(2) 日本国籍会社（国名）（比率100%）	※豊田市は不要	
(3) 日本国籍会社	国名	※豊田市は不要
	比率（%）	
適格組合証明		
適格組合証明	取得年月日	※豊田市は不要
	番号	
グループ経審		
認定通知年月日	※豊田市は不要	
税の未納のないことの確認		
未納の有無		
納税状況の確認についての同意		
確認の有無		
課税番号（豊田市分）	※入力する必要はありません。	
契約を締結する営業所		
申請先自治体との指名実績	※豊田市は不要	
申請先自治体との契約実績	※豊田市は不要	

【コード一覧】

別表1 国土交通省・都道府県知事コード

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表2 「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業種名	略号	業種名	略号	業種名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
夕	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書

令和 年 月 日

豊田市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名 (印)

下記理由により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことを申出します。

【健康保険及び厚生年金保険】

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和 年 月 日、関係機関()に問い合わせを行い判断しました。

【雇用保険】

- 暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため。
- 役員のみの方であるため。
- 使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- 使用する労働者の全てが、別表の「被保険者にならない者」に該当するため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和 年 月 日、関係機関()に問い合わせを行い判断しました。

別表 雇用保険の被保険者になる者・ならない者の具体例

区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
短時間就労者 (パートタイム) 派遣労働者	正社員等の者と同じく、次の2つの要件をともに満たせば被保険者となります。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。② 31日以上の雇用見込みがあること。	左記①または②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。
学生・生徒	昼間学生であっても、次に掲げる方は被保険者となります。 ① 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。 ② 休学中の方(この場合、その事実を証明する文書が必要となります)。 ③ 事業主の命により又は、事業主の承認を受け(雇用関係を存続したまま)大学院等に在学する者。 ④ 一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる方。(この場合、その事実を証明する文書が必要となります)。	学生・生徒等で、通信教育を受けている者・大学の夜間学部・高等学校の夜間又は定時制課程の者等以外の者(左記①から④に該当する者は除く。)については、適用事業に雇用されても被保険者となりません。
法人の取締役及び合名会社等の社員、監査役、協同組合等の社団又は財団の役員等	法人の役員は原則として被保険者となりません。しかし、同時に部長・支店長・工場長等会社の従業員としての身分も有している(=兼務役員)場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります(この場合、就業規則・登記事項証明書・賃金台帳・雇用契約書等の関係書類等の提出が必要となります)。	左記の区分に記載された法人等(以下「法人等」という。)の代表者(会長・代表取締役社長・代表社員等)は被保険者となりません。また、法人等の役員等(取締役・執行役員・監査役等)についても、原則として被保険者となりません。
2以上の適用事業主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません(二重の資格取得はできません)。
試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	
長期欠勤者	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	
家事使用人		原則として、被保険者となりません。
在日外国人	日本国に在住し、就労する外国人は、国籍(無国籍を含む。)を問わず、日本人と同様に適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。外国人技能実習生も適用要件を満たした就労であれば、被保険者となります。	外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者、ワーキングホリデー制度による入国者及び留学生(昼間学生)は被保険者となりません。左記の被保険者となる外国人技能実習生であっても、入国当初に雇用契約に基づかない講習(座学(見学を含む)により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。)が行われる期間は、被保険者となりません。

事業主と同居の親族	<p>次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p> <p>① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。</p> <p>具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。（この場合、登記事項証明書、当該事業所に雇用されている他の労働者の出勤簿などの関係書類等の提出が必要となります。同居の親族以外の労働者がいない場合は、被保険者とはなりません。）</p>	<p>個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族は、原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、左記の①～③のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p>
国外で就労する者	<p>出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。</p>	<p>海外で現地採用される者は、被保険者となりません。</p>
船員	<p>船舶所有者に雇用されている間は、乗船している船舶が航行する領域にかかわらず被保険者となります。</p> <p>船員法に規定する特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」（乗船契約）の間のみならず、船内で使用されることを内容としない「雇用契約」（予備船員としての契約）が締結される場合にも、その間において継続して被保険者となります。</p>	<p>船員であって、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者（1年を通じて雇用される場合を除く。）は、被保険者となりません。</p>
公務員		<p>国、県、市町村その他これに準ずる事業に雇用されている者で、離職時に受ける諸給与が失業等給付の内容を超える者は被保険者となりません。</p>
生命保険会社等の外務員・外交員・営業部員等	<p>職務の内容やサービスの態様について事業主の指揮監督を受けてその規律の下での労働を提供し、それに基づいて給与が算出されているなど、雇用関係が明確に存在している場合は被保険者となります。</p>	<p>雇用関係が明確に存在していない場合は、被保険者となりません。</p>
在宅勤務者 ※労働日の全部またはその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者	<p>事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用され、次の5つの要件をすべて満たせば被保険者となります。</p> <p>① 指揮監督系統が明確なこと。</p> <p>② 拘束時間等が明確なこと。</p> <p>③ 各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。</p> <p>④ 報酬が、勤務した時間または時間を基礎としていること。</p> <p>⑤ 請負・委任的でないこと（この場合、就業規則、賃金規定などの関係書類等の提出が必要となります。）。</p>	<p>左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。</p>

（出典）愛知労働局発行「雇用保険のしおり（令和3年8月）」

技術職員名簿

業者統一番号		商号又は名称
--------	--	--------

番号	氏名	生年月日	有資格者区分コード												実務経験者 担当業種コード			監理技術者 資格者証交付番号		
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				

- (注1) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のみ記入してください。
- (注2) 有資格者区分コードについては、建設業法施行規則別表四（経営事項審査申請における「経営事項審査申請等の手引」を参照）により記入してください。
- (注3) 実務経験者担当業種コードについては、建設業法に規定される29業種を記入してください。

技術職員経歴書(国家資格保持者用)

入札参加資格審査申請用

氏名 (旧姓)	生年月日	職 種	年 月 日
現住所			
資格・免許	監理技術者 資格者交付番号		年 月取得
			年 月取得
			年 月取得
			年 月取得
			年 月取得
			年 月取得
			年 月取得
			年 月取得

※資格・免許等の氏名が旧姓表記の場合は、旧姓も記載してください。
 ※保持している資格をすべて記入し、免許書の写し（監理技術者の場合は、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴））を添付してください。

職 歴 （最終学歴卒業後）

年 月	
年 月	
年 月	

工事経歴 (国家資格として必要な年数を記入)

	工 事 名	業 種
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

※複数の業種を登録される場合は、各業種ごとに一枚ずつ技術職員経歴書を記入し提出してください。

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

※全ての記載項目は、自筆でなくても構いません。

技術職員経歴書（国家資格保持者以外）

入札参加資格審査申請用

氏名 (旧姓)	生年月日 階級 年 月 日
現住所	
最終学歴 (学部・学科)	年 月卒業

※資格・免許等の氏名が旧姓表記の場合は、旧姓も記載してください。
 ※高等学校、高等専門学校、大学の指定学科卒業の学歴で主任技術者として登録される場合は、卒業したことを証明する資料の写しを添付してください。

職 歴 （最終学歴卒業後）

年 月	
年 月	
年 月	

工事経歴 (主任技術者の認定に必要な年数を記入)

	工 事 名	業 種
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

※複数の業種を登録される場合は、各業種ごとに一枚ずつ技術職員経歴書を記入し提出してください。

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

※全ての記載項目は、自筆でなくても構いません。

問合わせ先

〒471-8501

愛知県豊田市西町3-60

豊田市役所 総務部 契約課

TEL (0565) 34-6616 (直通)

FAX (0565) 34-6789

Eメール keiyaku@city.toyota.aichi.jp

ホームページ <https://www.city.toyota.aichi.jp/>